

モザンビークの貿易投資制度および 会社設立手続き

2017年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ヨハネスブルク事務所

海外調査部中東アフリカ課

【免責条項】

本調査レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査レポートで提供した
内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は
一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

.....
禁無断転載

Copyright (C) 2017 JETRO. All rights reserved.

目次

はじめに.....	1
第1章 モザンビークにおける貿易投資制度.....	2
1.1 投資奨励と優遇制度.....	2
1.2 投資規制.....	6
1.3 貿易制度.....	7
第2章 モザンビークの事業操業環境.....	11
2.1 会社設立手続き.....	11
2.2 税制度.....	14
2.3 労働制度.....	20

【略語一覧】

略 語	英 名・ポルトガル名	和 名
AGOA	African Growth and Opportunity Act	アフリカ成長機会法
BAU	Balcões de Atendimento Único	ワン・ストップ・ショップ
CPI	Investment Promotion Centre	投資促進センター
CTA	Confederação das Associações económicas de Moçambique	モザンビーク経済団体連合会
DIRE	Documento de Identificação de Residente Estrangeiro	居住許可書
DUAT	Direito do Uso e Aproveitamento de Terra	土地使用权
EPA	Economic Partnership Agreement	経済連携協定
EU	European Union	欧州連合
FDA	Agricultural Development Fund	農業開発基金
GAZEDA	Special Economic Zone Office	経済特区開発庁
GSP	Generalized System of Preference	一般特惠関税制度
IFZ	Industrial Free Zone	産業自由区
INATUR	National Institute of Tourism	国家観光局
INSS	National Institute of Social Security	国家社会保険院
IPEME	Small and Medium Sized Enterprises Promotion Institute	中小企業振興機構
IPEX	Export Promotion Institute	輸出振興機構
IRPC	Imposto sobre os Rendimentos das Pessoas Colectivas	法人所得税
IRPS	Imposto sobre os Rendimentos das Pessoas Singulares	個人所得税
ISPC	Imposto Simplificado para Pequena Contribuintes	小規模企業向けの簡素化納税
MITESS	Ministry of Labour, Employment and Social Security	労働雇用社会保険省
NUIT	Numeto Único de Identificacao Tributaria	財務単一番号
SADC	Southern Africa Development Community	南部アフリカ開発共同体
SEZ	Special Economic Zone	経済特区
UNIDO	United Nations Industrial Development Organization	国際連合工業開発機関
VAT	Value Added Tax	付加価値税
WTO	World Trade Organization	世界貿易機構

はじめに

モザンビーク経済は、政府の隠し債務問題等により一時的に落ち込んでいるものの、豊富な資源（天然ガス、石炭）と水資源・農業のポテンシャル、さらに南部アフリカ諸国への物流起点となるマプト回廊、ベイラ回廊、ナカラ回廊といった回廊開発を背景に、民間セクターによる投資意欲は依然として高く、将来的にも安定した成長が期待されている。2014年には、サブサハラ・アフリカでは初となる投資協定がモザンビークと日本との間で発効した。また現在、日系企業16社がモザンビークに進出している。

このような現状を踏まえ、本調査では、モザンビークにおける貿易投資制度および会社設立等に関する情報収集を行い、今後の日系企業のモザンビーク進出に資することを目的とする。

なお、本調査は経済産業省補助事業「平成28年度新興国市場開拓等事業費補助金（ロビイング活動支援事業）」の一環として、2017年2月首都マプトにおける現地政府・関係機関、外国政府関係機関へのヒアリングを実施、作成した。

第1章 モザンビークにおける貿易投資制度

1.1 投資奨励と優遇制度

モザンビークでは、国内外からの投資を呼び込むため、様々な優遇措置を提供している。投資促進センター（Investment Promotion Centre: CPI）は、国内外の投資促進を担当し、投資事業の認可を発行している。経済特区開発庁（GAZEDA）は、経済特区（Special Economic Zone: SEZ）と産業自由地区（Industrial Free Zone: IFZ）における開発促進や投資促進を担う。農業開発基金（Agricultural Development Fund: FDA）は、農業セクターにおける投資促進を担い、国家観光局（National Institute of Tourism: INATUR）は、観光セクターにおける投資促進活動を行っている。投資促進センター（CPI）、経済特区開発庁（GAZEDA）、輸出振興機構（IPEX）は、2017年6月に統合が予定されている。

優遇措置を希望する企業は、一般的に、CPI に投資申請をする必要がある。外国投資家が優遇措置を享受するには、250万メティカル（5万ドル）以上の海外直接投資額が必要となっている。SEZ と IFZ に投資する国内外の投資家は、GAZEDA に投資申請する必要がある。鉱物資源及び石油・ガスの上流事業に投資する国内外の投資家は、鉱物資源エネルギー省に申請し、優遇措置を享受することになる。

CPI への申請は、会社設立手続きの完了前に開始することができる。CPI への申請には、申請用紙に加えて、以下の書類を提出することが必要となっている。

- ・会社登記書（Certidao）
- ・株主の身分証明書
- ・土地使用权（DUAT）もしくは賃貸契約書
- ・財務単一番号（NUIT）
- ・ライセンス（商業・産業ライセンス¹ -- オプション）

投資法規則（Decreto nº 43/2009）では、外国投資の認可は、CPI への申請日から3～30日以内に決定しなければならないと規定している。CPI の認可には通常、外国人雇用、関税と税制、外貨及び

¹ 産業ライセンスの取得は、環境ライセンスの取得などで時間を要するため、ライセンスの提出は、オプションとなっている。

海外送金の措置に関する優遇措置が記載されている。商業・産業ライセンスの取得やビジネスの開始には、CPI の認可を必要としないが、税制上の優遇措置の恩恵を受けるためには、CPI の認可が必要となっている。

モザンビーク政府による税制インセンティブは、税制優遇措置法令 (Code of Fiscal Benefit, Decree n° 4/2009) にて規定されている。優遇措置には、一般優遇措置と特別優遇措置の 2 種類がある。一般優遇措置は、以下の通りである。

- ① 関税と付加価値税 (VAT) の免除：モザンビークの関税リスト上で「クラス K」と分類される特定の輸入機材とそのスペアパーツや付属部品に適用。
- ② 法人税の控除：投資金額の 5% (マプト市) 及び 10% (その他の州) に相当する法人税の控除。5 年間有効。
- ③ 固定資産への加速減価償却と再統合：法人税からの時限付き控除であり、控除額は投資が行われる地域によって異なる。加速減価償却は、50%まで引き上げが可能である。
- ④ 近代化と新技術の導入：投資プロジェクトにおいて、新技術を用いたり特殊設備を購入する場合、その投資額を企業および個人所得税の控除対象として処理することができる。
- ⑤ 技術訓練・その他：モザンビーク人従業員への職業訓練に係る投資コストは、法人税控除に適用できる。公共インフラの建設等に係る費用も、企業及び個人所得税から控除となる。

特別優遇措置として、インフラ整備、地方村落部における商業・産業活動、製造と組立 (自動車組立や携帯電話の組立等をを含む)、農業と漁業、ホテルと観光、科学技術パークの設立、125 億メティカル以上の大規模プロジェクト、優先開発区、経済特区の設立が含まれる。鉱物資源及び石油産業の税制優遇措置は、別の法律 (Lei n° 27/2014 de 23、Lei n° 28/2014) にて規定されている。税制優遇措置法令の下で恩恵を享受できる投資は、CPI で認可される投資事業に加えて、以下がある。

- (a) 地方村落部における商業及び産業における投資
- (b) 小売・卸売のための建設されるインフラ設備への投資
- (c) 製造・組立産業

法令で定められた特別優遇措置は、以下の表の通りであり、一般優遇措置と重複して適用することはできない。

表 1：一般優遇措置と特別優遇措置の適用範囲

優遇措置	関税	VAT	法人税	所得税	投資税額 控除	加速減価 償却と再 統合	近代化・新 技術の導 入	職業訓練	その他
一般優遇措置	○	○			○	○	○	○	○
特別優遇措置									
公的インフラ	○	○	○	○					
村落商業と産業	○	○							
製造業と組立	○								
農業と漁業	○	○	○	○				○	○
ホテルと観光	○	○			○	○	○	○	○
科学技術パーク			○	○					
大規模プロジェクト	○	○			○	○	○	○	○
優先開発区	○	○	○	○					
産業自由区	○	○	○	○					
経済特区	○	○	○	○					

出典：ジェトロ調べ

- a. 関税免除の適用対象となる為には、プロジェクトは毎年 300 万メティカル以上の請求書と、最低 20%の付加価値がある最終商品を提示する必要がある。
- b. 優先開発区 (Rapid Development Zone) は、天然資源のポテンシャルがあるが、インフラが整っておらず、経済活動が活発でない地区を示す。インセンティブは特定の活動に適用される。

経済特区(SEZ) と産業自由区 (IFZ)

投資法規制 (Decree n° 43/2009) 第 7 章及び第 8 章において、SEZ と IFZ の資格、その手続き、必須事項が規定されており、優遇措置については、前述の税制優遇措置法令にて規定されている。GAZEDA は 2007 年に設立され、SEZ と IFZ の設立、開発、管理に関わる促進や調整を担い、SEZ 及び IFZ における国内外の投資の認可を行っている²。

SEZ における優遇措置は、法人税の免除 (最初の 3 年間) とその後 15 年間の法人税減税、経済活動に必要な建設資材、設備、付属部品、パーツ、その他機材の輸入関税 (付加価値税を含む) の免除を含む。SEZ 内の企業により生産された商品は、国内市場にて販売することが可能であるが、法令に従い、関税、付加価値税 (VAT) 等を払うことになる。国内サプライヤーによる SEZ 内への商品またはサービスの提供は、輸出と見なされる。統合観光制定区 (Integrated Tourism Establishment Zones)

² IFZ には Free Zone (輸出向け投資) と Non-Free Zone (国内市場向け) があり、Free Zone における投資認可は、GAZEDA が担当するが、Non-Free Zone における投資認可は、CPI が担当する。

は経済特区とみなされ、同等の条件や恩恵が供与される。

IFZ では、天然資源の採掘と武器及び爆発物の製造を除く、全ての産業活動が認可されている。IFZ の優遇措置を受けるためには、開発計画大臣により例外を認められた場合を除き、年間生産量の 70% を輸出することが条件となっている。優遇措置は、設立後 10 年間に及ぶ法人所得税の免除及び事業実施期間における法人税減税が含まれる。SEZ 内で適用されている機材の輸入関税免除等の優遇措置は、IFZ 内においても適用される。IFZ 内のインフラ建設に携わる企業も、同様に優遇措置の適用を受ける。企業が IFZ に入居せず、同様の優遇措置を希望する場合は、以下の条件の 1 つを満たす必要がある。

- 1) 事業開始後 2 年間で 2,500 万メティカル以上の初期投資を行うこと
- 2) 現在もしくは導入予定の設備電力能力が、500 キロボルトアンペア (KvA) 以上であること

IFZ 内の企業が国内市場に販売する際には、関税、VAT 等が発生する。国内サプライヤーによる IFZ への商品及びサービスの販売は、輸出と見なされる。

2017 年 2 月現在、ナカラ SEZ とベルルアーネ IFZ において、様々な企業が入居している。GAZEDA では、農業・農産物加工、軽工業、木材・鉱物加工、養殖、サービス、科学技術パーク、観光分野における投資の誘致に努めている。Manga Mungassa SEZ は、中国系民営企業(Dingsheng International Investment Ltd.)によって管理される予定であり、その他の IFZ と SEZ においても同様に民間に移行する可能性がある。以下の表にて、SEZ と IFZ の概要を示す。

表 2 : IFZ と SEZ の概要

名称	制度	所在地	統治される法令	SEZ/IFZ 内の商業活動
ナカラ経済特区	SEZ	ナンブラ州ナカラ (Nacala Port 郡と Nacala a Velha 郡)	Decree No. 76/2007 of 18 December 2007	各種材料を用いた袋の製造、穀物加工、倉庫、建設 のための鉄の生産と製造業、農業及び工業製品の貿易、卸売及び小売販売、輸出入と物流活動。
Manga Mundassa 経済特区	SEZ	ソファアラ州 ベイラ市	Decree No. 22/2012 of 6 July 2012	入居企業なし
Mocuba 経済特区	SEZ	ザンベジア州 モクバ郡	Decree No. 28/2014 of 6 June 2014	入居企業なし
Crusse Jamali 統合観光 制定区	SEZ	ナンブラ州 Mossuril 郡	Decree No 47/2013 of 30 August 2013	入居企業なし
ベルルアーネ産業自由区	IFZ	マプト州ボアネ郡	Internal Resolution No. 15/99 of 12 October 1999	アルミニウム製造、スチール製の製品の生産、部品 と金属構造の製造、設計、機械装置の修繕、木材チ ップ。
Locone 産業自由区	IFZ	ナカラ SEZ 内	Decree No. 50/2011 of 10 October 2011	入居企業なし
Minheuene 産業自由区	IFZ	ナカラ SEZ 内	Decree No. 51/2011 of 10 October 2011	入居企業なし
Mocuba 産業自由区	IFZ	モクバ SEZ 内	Decree No. 29/2014 of 6 June 2014	入居企業なし

出典：ジェトロ調べ

1.2 投資規制

投資法 (Lei n° 3/1993) では、外国企業は国内企業と同様な処遇を受けると規定しており、財産権を保障している。また、投資による利益、ロイヤルティ、ローンの償却と利子払いにおける海外送金を保障している。

モザンビークで投資優遇措置の恩恵を受けるためには、CPI に申請し、認可を受ける必要がある。CPI への申請には、外国直接投資額が 250 万メティカル以上（もしくは同等の外貨額）という条件がある。

投資法規則 (Decree n° 43/2009) では、外国人投資家による国外への利益送金及び投資資本の回収は、投資額が 250 万メティカル以上である場合にのみ可能としている。例外として、外国人投資家は次のような条件を満たす必要がある。

- (a) 操業 3 年目以降の年間売上額が、750 万メティカル以上であること
- (b) 年間輸出額が 150 万メティカル以上であること
- (c) 操業 2 年目以降、社会保障制度に登録されたモザンビーク人を 25 人以上雇用していること

為替法 (Lei n° 11/2009) の制定により、これら外貨送金に課されていた規制が緩和された。為替

法の第6条2項により、現在の取引と分類された為替取引には事前の認可が必要なくなった。一方で、外貨取引は、モザンビーク銀行の規制下におかれており、外国直接投資、固定財産投資、信用供与、借款、保証、資本の償還などに関する外貨取引は、モザンビーク銀行からの認可が必要となっている。SEZ 及び IFZ 内の外貨取引については、法令 43/2009 にて規定されているが、同様に、モザンビーク銀行の認可が必要となっている。

モザンビークの商法 (Commercial Code, Decreto-Lei 2/2005) では、外国人の資本出資率に関する規制はないが、いくつかの業種において、出資比率の規制がある。例えば、建設ライセンスの取得においては、出資比率の規制がある³。

モザンビークでは、全ての土地が国有であり、外国投資家は、土地の使用権 (DUAT : Directo de Uso e Aproveitamento de Terra) を取得するか、SEZ・IFZ に入居するか、賃貸契約を締結する必要がある。DUAT を取得する方法は、1) 慣習的な規範と慣行、2) 10 年以上の土地使用実績⁴、3) 行政機関の認可、の3種類がある。外国投資家は、通常、行政機関の認可により DUAT を取得することになる。行政機関からの認可に加えて、地域住民への事業説明と協議を行う必要がある。DUAT 取得後は、年間使用料を支払う必要がある。

1.3 貿易制度

貿易制度を担当する主な行政機関は、商工省対外貿易局、輸出促進機構 (IPEX)、関税局 (経済財務省内) である。商工省は、世界貿易機関 (WTO) 関連事項及び貿易や投資に係る合意交渉を担当している。IPEX は、輸出促進、貿易情報の提供、見本市や貿易ミッションの企画・奨励を担当していた。IPEX では、EU 及び UNIDO の援助により、国家輸出戦略 (National Export Strategy: 2012~2017) を作成し、戦略の改定作業が行われていた。前述の通り、CPI、GAZEDA、IPEX の3機関の統合化の動きにより、2016 年末に IPEX は閉鎖され、商工省に統合された。経済財務省は、税関業務、関税率の設定等を担当している。

モザンビークへの輸入においては、通常、関税に加えて、17%の付加価値税 (VAT) が課されてお

³ 国内の公共事業者は、モザンビークで公共事業を営むことができる。国内の公共事業請負業者となる要件は、モザンビーク人の50%以上の出資率と規定している。外国企業が建設業を行うためには、認可が必要となっており、外国企業がモザンビーク国内業者を再委託して建設する行為は、6か月以内に制限されている。

⁴ 少なくとも10年以上、土地を使用してきた個人 (モザンビーク国民のみ) に適用される。

り、タバコ、アルコール、香水等の贅沢品については、特別消費税 (Imposto sobre Consumo Especifico: ICE) が課税されている。関税は、2.5% (原材料) ~20% (消費財) の範囲で課されている。関税率の詳細は、国税庁のサイトにて参照できる⁵。南部アフリカ開発共同体 (SADC) 域内においては、2012年以降 (対南アは2015年)、関税自由化が完了し、関税率がゼロに引き下げられたが、依然として、SADC内では一般の輸入関税率が課税されている (VAT は、原産地証明があれば免除される)。輸出関税はないが、いくつかの商品には規制が課せられている。法令 34/2009 において、以下のとおり輸出・輸入禁止品が規定されている。

主な輸入禁止品目

- 模倣品、法律違反の銘柄
- わいせつな写真・物、記録媒体
- 健康を害する薬品や食品
- 一部の蒸留アルコール飲料
- CFC ガスなどの一部のガス
- 商業目的の左ハンドル車両

主な輸出禁止品目

- 法律に違反する食品や低品質の食品
- 模倣品や法律に違反する銘柄
- 象牙
- 国宝芸術品や文化遺産の作品

以下の品目は、輸出が規制されている。

- カシューナッツ: カシューナッツ原料の輸出には、過大評価率 (Taxa de Sobrevalorização) が課されている (Decree n° 33/2003)。カシューの輸出価格には、参考価格が適用されている。
- 材木: 材木の輸出においては、材木過大評価率 (Taxa de Sobrevalorização da Madeira: TSM) が課されている (Lei n° 7/2010)。TSM は、原木の20%、枕木の5%等、3~20%の範囲となっている。

通関手続きの簡素化のため、モザンビーク政府は単一の通関電子制度 (Sistema de Janela Única Eletrónica: JUE) を導入している。

世界貿易協定

⁵ <http://www.at.gov.mz/eng/Customs-Tariff>

モザンビークは、1995年8月26日に世界貿易機関（WTO）に加盟している。2017年1月、モザンビークはWTOの貿易円滑化協定（Trade Facilitaion Agreement）を批准した。また、モザンビークは、ドナーが支援する拡大統合フレームワーク（Enhanced Integrated Framework: EIF）が提供する貿易関連の技術支援を享受してきた。

域内貿易協定

モザンビークは、SADCの加盟国である。2016年6月、欧州連合（EU）とSADCに加盟する6カ国（南アフリカ、ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド、アンゴラ、モザンビーク）との間で、経済連携協定（EPA）が署名された。モザンビークは、他国と別枠で交渉し、他国と比べて国内産品保護を認めてもらう内容となっている⁶。批准されれば、モザンビーク産品のEU輸入関税は100%撤廃され、EU産品のモザンビーク輸入関税は品目ベースで74%撤廃される見込み。他のSADC加盟国との経済連携協定（EPA）の交渉も進行中である。

SADC域内では、2012年に南アフリカを除く全SADC加盟国間において、関税率引下げが実現し、2015年には南アフリカがそれに加わった。加えて、サービス貿易に関するSADCプロトコールが2012年8月、第32回SADC諸国首脳会議で承認され、モザンビークは2014年9月に批准した。

特恵貿易協定

モザンビークは、マラウイ及びジンバブエとの間で二国間貿易特恵協定を締結している。また、WTOのGSP及びLDCスキームに基づき、以下の世界貿易機関（WTO）加盟国との間で貿易特恵を享受できる立場にある：オーストラリア、カナダ、欧州連合（EU）、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ベラルーシ、カザフスタン、ロシア、スイス、トルコ、米国、インド、モロッコ、チリ、中国、台湾、キルギス共和国、タジキスタン、タイ、韓国。

経済統合イニシアチブの為の加速プログラム(Accelerated Program for Economic Integration Initiative: APEI)

域内経済統合の潮流として、モザンビークは、マラウイ、モーリシャス、セーシェル、ザンビアと共にAPEIに加盟した。APEIは、2011年、経済統合と加速的な改革を目指すことを目的として創設さ

⁶ EU-SADC EPA 合意に署名した後、議会にて審議中。

れた。同地域統合は、世界銀行の支援を受けており、モーリシャス、モザンビーク、セーシェルにおける貿易投資環境の改善のための域内改革支援として、2,990万ドルのプログラムが承認された。同プログラムでは、貿易障壁の撤廃、サービス貿易の促進、貿易推進手段の拡充、ビジネス環境の改善という4つの柱に基づいている。現在、5カ国間での覚書締結に向けた交渉が進んでいる。

対米関係

モザンビークは、米国政府が提供するアフリカ成長機会法（AGOA）と一般特惠関税制度（GSP）の下で、貿易特惠の恩恵を受けている。米国とモザンビークは、2015年8月13日にアフリカ貿易パートナーシップに関する覚書を締結している。同覚書では、貿易促進、衛生及び植物検疫制度、貿易における技術障壁、域内貿易促進及び投資誘致の政策において、協力分野と技術支援を規定している。

第2章 モザンビークの事業操業環境

2.1 会社設立手続き

モザンビークにおける会社設立に関する法律は、商法（Commercial Code, Decreto-Lei 2/2005 de 27 de Dezembro）において規定されている。モザンビークで商業活動を行う会社の形態は、以下の通りである。

- 1) 集合名会社（Sociedade em Nome Colectivo: Collective Partnership）
- 2) 資本産業会社（Sociedade de Capitais e Industria: Capital and Industrial Company）
- 3) 合資会社（Sociedade em Comandita: Limited Partnership）
- 4) 私的有限会社（Sociedade por Quota: Private Limited Company）
- 5) 公的有限会社（Sociedade por Anonimas: Public Limited Company）

通常、モザンビークで設立される会社の形態は、私的有限会社（会社名の後に **Limitada** もしくは **Lda.**がつく）もしくは公的有限会社（会社名の後に **SA** がつく）として設立される場合が多い。

会社設立の手続きは、以下の通りである。

- ① 社名の登録
- ② 株主による会社定款の承認
- ③ 会社登録
- ④ 単一税務番号（NUIT）の取得
- ⑤ ライセンスの取得
- ⑥ 初期活動の宣言（財務省、 **Declaration of initial activity**）
- ⑦ INSS への登録

かつては、社名登録と会社登録は、法的団体登記所（Coservatorio do Registo de Entidades Lgais）で登録する必要があったが、現在は、商工省傘下の BAU（ワン・ストップ・ショップ）においても登録できるようになった。BAU では、⑥の初期活動の宣言以外の全ての会社設立手続きができるようになり、比較的短期間かつ簡易に会社を設立できるようになった。BAU は、首都マプトの他、ガザ州、イニャンバネ州、ソファアラ州、ナンプラ州、カーボデルガード州等にも所在している。会社定款（Contrato de Sociedade）は、ポルトガル語で記載する必要があり、一般に以下の項目からなる。

- a) 株主の身元情報
- b) 社名
- c) 会社の種類
- d) 会社の目的
- e) 会社の所在地
- f) 会社の有効期間
- g) 発行株式、株主の出資比率等
- h) 会社の経営
- i) 株式の売却、分割、譲渡
- j) 会社設立日

会社登録が完了すると、登記書(Certidao)が発行される。また、会社定款は、官報 (Bulletin da Republica) にて出版される。

ライセンスは、以下の3種類がある。

- a) 簡素化ライセンス (小規模企業向け Licenca Simplificado)
- b) 商業ライセンス (Alvara, Licenciamento de Actividade Comercial)
- c) 産業ライセンス (Licenciamento de Actividade Industrial)

商業ライセンスは、法令 34/2013 de 2 de Agosto に規定されており、産業ライセンスは、法令 22/2014 de 16 de Maio に規定されている。モザンビークで商業活動を営む会社は、商業ライセンス（もしくは簡素化ライセンス）の取得が必要となっている。産業ライセンスは、製造業等の生産活動を行う企業が取得するライセンスである。

商業ライセンスには、通常の商業ライセンスに加えて、外国に拠点がある会社の場合、外国商業代表 (Foreign Commercial Representation) ライセンスも取得することができる。商業ライセンスに必要な書類・費用は以下の通りである。

- 会社代表者の身分証明書とビジネスビザのコピー
- 会社登記書
- NUIT
- 取得したいライセンスの番号
- 登録料：最低賃金の1カ月分（クレジットカード決済可）

外国商業代表ライセンスの取得には、以下の書類が必要である。

- 会社代表者の身分証明書とビジネスビザのコピー
- 会社定款とライセンス（外国企業が所在する国で取得したライセンス）
- モザンビークでの代表者の身分証明書
- 取得したいライセンスの番号
- 外国企業と現地代表者との契約書（ポルトガル語で提出する必要あり）
- 登録料

商業ライセンスの期間は限定されていないが、外国商業代表ライセンスには有効期間があり、1年から最大5年間となっている。また、更新も可能である。

産業ライセンスは、一部の採掘産業と製造業を行う企業が取得するライセンスである。産業ライセンスの取得のためには、各担当省庁からの認可が必要となっており、事業の規模・性質によっては、事前に環境影響評価（EIA）の承認を取得する必要がある。産業ライセンスの取得は、産業の規模に応じて手続きが相違しており、以下の表に分類されている。大規模、中規模、小規模の産業の所在地は、産業地区と指定された場所に所在する必要があるが、零細規模の産業は、居住地区に設置することも可能となっている。零細規模の産業ライセンスの手続きは、地方自治体で登録することで取得できる。大規模、中規模、小規模の製造業の産業ライセンスの取得には、事業計画、事業の設置場所の地形図、事業のレイアウト、EIA承認、電力設置ライセンス等が必要となっている。関係省庁の認可が下りた後、BAUにて産業ライセンスを取得することになる。

表3：産業ライセンスにおける産業の分類

分類	初期投資額 (Mt)	電源設置 (kVA)	労働者数
大規模	3億以上	1,000以上	100名以上
中規模	7,500万以上	500以上	50～100名
小規模	75万以上	10以上	5～10名
零細規模	75万未満	10未満	5名未満

出典：Decreto n 22/2014

ライセンスの取得後、初期活動の宣言を税務署にて行い、商業活動を開始することができる。初期

活動を宣言した日から、納税の義務と INSS への支払い義務が生じる。これにより、銀行口座の開設と外国人労働者の労働許可の申請が可能となる。

2.2 税制度

経済財務省傘下のモザンビーク歳入庁(Autoridade Tributária de Moçambique: AT)が税制と法規定の策定と管理を担当している。モザンビークの会計年度は、暦年(カレンダー年度)と一致しており、1月1日から12月31日までとなっている。モザンビーク国内に拠点がなく、税務署が認可する場合は、異なる会計年度を採用することもできる。通常以外の会計年度が採用された場合は、最低5年間、この会計年度を適用しなければならない。税制を変更する場合には、税制年度が始まる前に、適用する税制を税務署に申請・登録しておく必要がある。別添1にはモザンビークにおける課税制度に関する法律及び規制を取り纏めている。

2.2.1 法人所得税 (Imposto sobre os Rendimentos das Pessoas Colectivas ; IRPC)

法人所得税(IRPC)は、法律34/2007及び法律19/2013にて規定されている。課税の対象となる組織は、下記の通りである⁷。

- (i) 民間企業、商業活動を行う市民社会、農業組合、国営企業、その他モザンビーク国内に本社もしくは実質経営を有する民間及び公的法人
- (ii) 法人格の有無を問わず、モザンビーク国内に本社もしくは実質経営がない組織。これらの組織は、国内で得られた所得のみが法人所得税(IRPC)の課税対象となり、個人所得税(IRPS)は適用されない

国内で得られた所得とは、会社が所在する国内の恒久的施設から発生する所得、国内の建築物からの所得、国内に所在する企業・国営企業等からの所得、または国内の恒久的施設に帰属する支払が含まれる。

以下の団体は、法人所得税(IRPC)が免除される。

- 国家(国営企業を除く)、政令都市、社会保険庁
- 財務透明性税制が適用される企業・団体
- 公共、社会、文化団体

⁷ Lei 34/2007、第2条に参照。

- 公益事業協会、科学・文化・チャリティ・支援活動等の団体⁸

財務透明性税制の対象となる企業は、以下の通りである。

- (a) 商業法人格を取得していない市民団体
- (b) 専門会社
- (c) 単なる資産管理会社（家族グループが過半数の株主を所有すること）

下記に記された例外を除き、法人所得税（IRPC）の税率は、通常、32%である。

表 4：法人所得税の特別適用率

特別適用率	税率
農業または畜産活動（2015年12月31日まで適用） ^{*1}	10%
第 67 条に記載されている源泉徴収の対象となる所得	20%
モザンビーク国内に本社または実質経営がない団体、恒久的施設を国内に持たない団体 - 源泉徴収が適用される ^{*2}	20%
モザンビーク国内に本社または実質経営者がいなく、恒久的施設を国内に持たない団体 ^{*2} - 所得が国際通信・交通サービスの提供によるもの、また、それら事業の関連機器の組立て及び設置から発生する場合に適用される	10%
モザンビーク証券取引所の取引から発生する所得は、源泉徴収が適用される ^{*2}	10%

出典：歳入庁

注：*1 Lei 34/2007, Article 61

*2 Lei 34/2007, Article 62

課税対象となる所得は、下記のとおり構成されている。

- 主として商業、工業、農業に従事する民間企業や団体の**利益 (Profit)**。サービス提供を含む全ての経済活動は、課税対象となる。
- 上記以外の団体（商業活動を行わない団体等）では、個人所得税（IRPS）の対象となる複数分野からの**総合所得 (Global Income)**。

ある会計年度の損失は、その後 1～5 年間、課税対象の利益から差し引いて計上できる。

⁸ 免除されるには、経済財務省の決裁によって認可されることが必要である。

2.2.2 小規模納税者向けの簡素化税制 (Imposto Simplificado para Pequenos Contribuintes: ISPC)

法律 5/2009 (Law No. 5/2009 of 12 January) の制定により、小規模納税者向けの簡素化納税 (ISPC) が可能となった。簡素化税制 (ISPC) は、納税義務の遵守や監査における費用を削減することと、納税者の登録と納税を促すことを目的としている。ISPC は、納税者が選択できるオプションとなっている。納税者が ISPC を選択した場合、付加価値税 (VAT)、個人所得税 (IRPS)、法人所得税 (IRPC) は適用されなくなる。

ISPC の適用には、以下の前提がある。

- 前年度の売上高が、250 万メティカル以下であること
- 法人所得税 (IRPC) や個人所得税 (IRPS) の納税を目的とした組織化された会計帳簿を必要としない

課税対象の年間売上が、最高額の産業セクターにおける最低賃金 (モザンビークの場合は金融セクター) の 36 カ月分の賃金と同等またはそれを下回るは、免税となる。

ISPC の納税は、四半期毎に納められる。ISPC の税率は、定額 7 万 5,000 メティカル/年または年間売上高の 3% である。

2.2.3 所得税

個人所得税 (IRPS) は、外国を含むいかなる場所、いかなる通貨、いかなる方法で取得した年間所得に適用される。個人所得は、下記のとおり分類される。

- 第一分類：雇用給与による所得
- 第二分類：企業活動または専門的活動による所得
- 第三分類：資本による所得またはキャピタルゲイン
- 第四分類：不動産による所得
- 第五分野：その他の所得

IRPS は、モザンビーク国内に居住している個人に適用され、モザンビーク国外で取得した所得にも課税される。加えて、非居住者がモザンビーク国内で得た所得にも課税される。

IRPS の課税対象となる所得は、当該年度の各分類における合計所得から、法令で規定された控除と手当を差し引いた額である。適用される税率は下記の表に記載されている。例えば、月額 12 万 5,000

メティカルの個人の場合、6万750メティカルを差し引いた額（6万4,250メティカル）に税率25%がかけられる（1万6,062.5メティカル）。これに控除額（独身の場合は、7,375Mt）を加算した額（2万3,437.5メティカル）が個人所得税となる。

表5：個人所得税の税率と控除額

月額総所得範囲の限界 (メティカル)	税率	扶養家族の数による控除額 (メティカル)				
		0	1	2	3	4以上
20,249.99 まで	-	-	-	-	-	-
20,250 - 20,749.99	10%	0	-	-	-	-
20,750 - 20,999.99	10%	50	0	-	-	-
21,000 - 21,249.99	10%	75	25	0	-	-
21,250 - 21,749.99	10%	100	50	25	0	-
21,750 - 22,249.99	10%	150	100	75	50	0
22,250 - 32,749.99	15%	200	150	125	100	50
32,750 - 60,749.99	20%	1,775	1,725	1,700	1,675	1,625
60,750 - 144,749.99	25%	7,375	7,325	7,300	7,275	7,225
144,750 以上	32%	28,375	28,325	28,300	28,275	28,225

出典：歳入庁

2.2.4 付加価値税

付加価値税法 (Código do Imposto sobre o Valor Acrescentado: IVA, 32/2007 de 31 de Dezembro) 及び付加価値税規則 (Decree 7/2008 de 16 de Abril)は、付加価値税の法制度と規制を定めている。付加価値税法は、2012年に改正された (Law 3/2012 de 23 de Janeiro)。主な改正点は、動物用飼料の原材料（とうもろこし、大豆を含む）、掘削用の製品やサービスの取得、探査調査段階での鉱物資源及び石油資源の調査のためのインフラの建設が付加価値税(VAT)免税となる点である。付加価値税は、さらに2016年に改正された(法律13/2016 de 30 de Dezembro)。

VATは、商品やサービスの提供、輸入品のCIF（運賃保険料込み価格）に17%の税率で課税される。いくつかの国内取引は、VATが免除となる。以下に、免除となる経済活動を例示する。

- ・ IVA 税法上、明記された商品やサービスの提供

- 保健分野の商品やサービスの提供

- 社会的、文化的、芸術的活動を目的とする公共もしくは非営利団体による社会的支援や活動に関わる商品やサービスの提供
- 非営利団体の会員の集团的利益 (collective interest) のための商品とサービスの提供
- 教育分野での商品やサービスの提供
- 農業、林業、畜産業、漁業における商品やサービスの提供

・金融及び不動産取引

- 居住目的の不動産の賃貸、農村地域における不動産の賃貸等
- 保険ブローカーやその他の保険代理店による保険や再保険の取引、それに関わるサービス

輸入、輸出、国際輸送に関わる以下の活動については、実質免除（ゼロレート）となる。

- 客観免除 (Objective Exemption) が認められる商品の最終輸入
- 関税が免除されている商品の輸入
- 関税が免除されているトランジット商品、暫定輸入商品、払戻し商品の輸入
- モザンビーク銀行が輸入する金
- 旅客及び貨物を運搬する船舶と航空機
- 目的地が海外の商品

改定された法律 13/2016（12月30日）によると、以下の商品は、VAT が免除となる。

- ブライユ式点字のタイプライターやプリンター
- 国民保険サービスの実施に必要な薬品製造に使用される原料、中間材、構成要素
- さとうきびの生産活動や砂糖産業に関連した商品やサービス
- 公共旅客交通サービス
- LPG の輸送等
- 主に国際交通、国際貨物に従事する航空管制会社の航空機へのサービスの提供 (変換、修理、メンテナンス、貨物、リース)
- モザンビークが締結した国際協定および合意に従って、モザンビークが認める外交団、領事、または国際組織へのサービスの提供
- 輸向け商品の梱包となる容器、パッケージングの譲渡

改定法律 13/2016 により、以下のサービスは IVA の免除が適用されなくなった。

- 消費目的の家畜の飼料生産に関わる商品の輸入

- 探査調査段階での掘削、調査、インフラ整備に関わるサービスの取得

VAT 納税額の算定

毎月の VAT 納税額を計算するため、納税者は商品やサービスの購入において支払う「インプット VAT」を控除することができる。「アウトプット VAT」とは、納税者が提供する商品やサービスに課する VAT を指す。そのルールを以下にまとめる。

- 納税者は、VAT 納税額の算定において、商品およびサービスの購入に課せられる「インプット VAT」の総額を差し引くことができる。
- 「インプット VAT」は、①会計年度中の直接的控除、②次会計年度への控除額の先送り、③税控除額の還付という 3 種類の方法で控除することができる。

以下の表にて、VAT 納税額の算定を例示する。

表 6: 毎月の VAT 算定の事例

取引	計算	VAT	合計
商品の販売 150,000Mt (VAT を除く)	150,000 X 17% = 25,500Mt	Output VAT	25,000Mt
商品の販売のために購入した原料 62,000Mt (VAT 除く)	62,000 X 17% = 10,540Mt	Input VAT	10,540Mt
VAT 納税額	25,500-10,540 = 14,960Mt	納税額	14,960Mt

出典：調査団

還付の申請

会計年度期間内のインプット VAT がアウトプット VAT を超過する場合、超過分はその後の会計年度において控除される。(超過開始から) 12 ヶ月後、還付額が 5 万 Mt を超える場合、納税者は還付を請求することができる。

2.3 労働制度

2.3.1 労働制度の概要

モザンビーク国の労働制度を規定する法律は、共和国憲法、労働法 (Lei No. 23/2007 de 7 de Abril)、労働法規則 (Decree N 55/2008 de 30 de Decembro) である。2015 年の新政権の誕生以降、新たな関連労働法が成立している。大統領令 16/2015 により、労働省は、労働雇用社会保障省 (Ministry of Labor, Employment and Social Security: MITESS) に再編成された。共和国憲法の下では、全ての労働者は、公正な賃金、休息、安全で衛生的な職場環境を維持する権利がある。労働関係の司法枠組みについては、労働裁判所法 (Decree 18/1992 de 14 Outubro) にて規定されている。通常の労働時間は、週 48 時間、一日 8 時間を上限としている。残業は、1 日 4 時間 (週 56 時間労働を超えない) を上限としている。

全ての雇用において、雇用主は、書面で雇用契約を結ぶ必要がある。雇用契約は、主として、以下の形態がある。

- 正規 (不確定期間) 契約 (Contrato de Trabalho a Prazo Incerto)
- 固定期間契約 (Contrato de Trabalho a Prazo Certo)
- 試用期間契約 (Contrato de Trabalho do Periodo Probatorio)

試用期間は、中上級レベルのスタッフや管理職の場合 180 日間、それ以外は 90 日間に設定されている。試用期間中は、雇用主は理由なしで解雇することができる。試用期間以外の契約においては、法律上認められる理由がある場合、30 日以上の上の事前の通告により、解雇が可能となっている。

社会保障法は、法律 04/2007 と法令 53/2007 において規定されている。国家社会保険院 (National Institute of Social Security: INSS) への加入は義務となっており、会社設立後に INSS へ加入しなければならない。他の社会保障保険への加入は、任意で可能となっている。INSS の保険料は、従業員給与の 7% となっており、源泉徴収される。INSS 保険料のうち、従業員が 3% を負担し、雇用主が 4% を負担する。外国人労働者は、自国の社会保険制度に登録されていることを証明できない限り、INSS への登録の義務を負う。また、企業は、全ての労働者に対して、集団労災保険を支払う必要がある。

2.3.2 外国人労働者の雇用

MITESS 内の移民労働局が、外国人労働者の労働許可を発行する。外国人労働者の雇用規則については、法令 55/2008, 法令 37/2016 に規定されている。労働法によると、雇用主は、労働大臣の認可 (Authorization) を得て、外国人を雇用することができる。また、雇用主は、以下の割当数 (Quota : クォータ) で認可された外国人数まで雇用することができる。

- 大企業 (労働者数100名以上) の総労働者数の5%
- 中企業 (労働者数11~100名) の総労働者数の8%
- 小企業 (労働者数10名以下) の総労働者数の10%

クォータ制度で労働許可を申請する場合、以下の書類を提出する必要がある。

- a) 2 通の申請レター (申請レターの雛形あり)
- b) 労働契約書コピー3 通
- c) INSS が発行する証明書
- d) 税務署が発行する税務証明書
- e) 会社の労働者名のリスト
- f) 認証されたパスポート⁹のコピーもしくは DIRE (居住許可書) のコピー
- g) 会社が経済活動する産業セクターの最低賃金 3 ヶ月分の支払い証明書

政府が認可した投資プロジェクトについては、割当数を上回ろうと下回ろうと、投資プロジェクト認可で外国人労働者数を定めているため、労働大臣の認可は必要ない。雇用主は、外国人労働者がモザンビークに到着してから 15 日以内に労働大臣に通知する。しかしながら、外国人の雇用には、一定の条件と制限がある。外国人は、原則として、職務に必要な学問的または専門的資格があり、その資格を持つモザンビーク人がいないか、またはその数が十分でない場合に限り、雇用することができる。

クォータ制度以外で外国人労働者を雇用する場合、以下の条件を満たす必要があり、ケース・バイ・ケースで労働大臣の認可が下りる。

- (i) 特定の仕事をを行う資格のあるモザンビーク人従業員がいない
- (ii) 資格のあるモザンビーク人の数が十分でなく、その需要を満たすには不十分である

この認可制度は、科学調査や教授の雇用などの専門業務に必要な外国人労働者の雇用手段となっている。認可制度で労働許可を申請する場合、クォータ制度で必要となっている書類に加えて、(i) 学歴証明書/専門資格の提出、(ii) 組合代表、組合委員会または部門組合の意見が必要となっている。学歴証明書は、海外の大学で取得した証明書の場合、モザンビーク教育省が発行する等価証明書 (certificate of equivalence) を取得する必要がある。

外国人の雇用期間は、最大 2 年間に設定されているが、何度も更新が可能となっている。

居住許可書 (DIRE)

⁹ パスポートの認証は、「Country of origin」で行う必要があり、日本国の公証人役場でパスポートの認証を取得する必要がある。DIRE のコピーの認証は、モザンビーク国内で可能である。

労働許可を取得した後、モザンビークの居住許可書（DIRE）を取得することになる。DIRE の取得のためには、まず、海外のモザンビーク大使館にて労働ビザを取得する必要がある。DIRE 申請には、以下の書類が必要である。

- a) 申請書
- b) 雇用主のレター
- c) 労働許可
- d) 労働契約書
- e) 雇用主の商業ライセンス
- f) 税務署及び INSS¹⁰が発行する証明書
- g) パスポートのコピー
- h) 無犯罪証明書
- i) 労働ビザ

DIRE は、1 年間有効であり、更新が可能となっている。5 年以上滞在の外国人は、一時的な永住許可書を取得することができる。

短期雇用

法令 55/2008 では、雇用主は、労働大臣の認可なく、外国人労働者を短期期間で雇用することができる。短期雇用制度は、連続もしくは断続して年間 30 日間まで外国人労働者を雇用することができる。短期雇用の期間延長は、関係機関からの認可を要するが、最大 90 日まで延長することができる。鉱物資源と石油・ガスセクターの外国人雇用においては、短期雇用の外国人労働者の雇用が、180 日まで可能となっている。

最近の労働法改正

外国人雇用規則は、2016 年 8 月 31 日付の法令 37/2016 にて改正され、2016 年 12 月 1 日に発効された。この改正規則は、大使館や外交団体を除いた、外国人労働者の雇用に適用される。主な改正は、以下の通りである。

- 雇用主は、活動の 3 年目から、外国人労働者の知識及び技術をモザンビーク人へ移転するための研修とモザンビーク人労働者が外国人労働者に取って代わる交代計画を提示しなければならない。
- クォータ制度においても、雇用主は、外国人労働者を雇用する場合、外国人労働者が必要となる学歴や専門資格を有していること、また適切な資格のある現地従業員がいないことを証明する必要がある。
- 現地従業員の雇用契約の終了は、対応する外国人従業員の雇用契約の終了につながる
- 短期雇用制度において、i) 雇用期間が 90 日間までとなったこと、ii) 雇用手続きにおいても最低賃金 1 か月分の支払いが発生すること
- 税務署が発行する納税証明書（Quitacao）の有効期限が 1 か月以内であること
- 小企業は、10 名以下の現地従業員の雇用であっても、1 名の外国人を雇用することができる。

¹⁰ INSS 発行の証明書は、労働省から労働雇用社会保険省に移行したため、同じ省内の書類であることから法律上は必要なくなったが、依然として、DIRE 申請時には必要となっている。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20160151>

モザンビークの貿易投資制度および会社設立手続き

作成者：日本貿易振興機構（ジェトロ）
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
TEL：03-3582-5180（海外調査部中東アフリカ課）
<http://www.jetro.go.jp>
